目　　次

第１号（３月３０日）

出席及び欠席議員 …… １

職務のため議場に出席した者の職、氏名 …… １

説明のため出席した者の職、氏名 …… １

議事日程 …… ２

本日の会議に付した事件 …… ２

開　　会 …… ２

　会議録署名議員の指名 …… ２

　会期の決定 …… ２

　議案第２５号　令和７年度錦町一般会計補正予算（第９号） …… ３

　議案第２６号　令和７年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号） …… ３

　議案第２７号　令和７年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） …… ３

　議案第２８号　令和７年度錦町水道事業会計補正予算（第５号） …… ３

　議案第２９号　令和７年度錦町下水道事業会計補正予算（第５号） …… ３

　議案第３０号　錦町介護保険条例の一部を改正する条例 …… １６

　議案第３１号　町道平野線道路改良工事（平野２工区）請負契約について …… １７

閉　　会 …… １８

署　　名 …… １９

令和8年 第2回 錦町議会臨時会議録

招集年月日	令和8年 3月30日	招集の場所	錦町議会議場

開閉会日時及び宣告	開会	令和8年 3月30日	午前10時00分
	閉会	令和8年 3月30日	午前11時10分

出席及び欠席議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
出席議員 11名	1	出 谷口一也	10	出 金山民幸
欠席議員 1名	2	〃 丸小野聖一	11	〃 髙田孝徳
	3	欠 梶原誠二	12	〃 荒川孝一
凡例	4	出 早田和彦		
出 出席	5	〃 吉田眞二		
欠 欠席	6	〃 石松まゆ子		
公欠 公務欠席	7	〃 竹田農利人		
	8	〃 岡田武志		
	9	〃 池田秀晴		
会議録署名議員	7	竹田農利人	8	岡田武志

職務のため議場に出席した者の職、氏名	議会事務局長 蓑田和也

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名

職	氏名	職	氏名	職	氏名
町長	森本完一	保険政策課長	大森光春	地域整備課長	髙山拓二
副町長	深水英雄	健康増進課長	簑田俊哉	教育振興課長	尾方良一
教育長	毎床三喜男	税務課長	岩尾和文		
総務課長	有瀬耕二	企画観光課長	中村裕二		
住民福祉課長	吉田誠二	農林振興課長	東貴志		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第25号　令和７年度錦町一般会計補正予算（第９号）

日程第４　議案第26号　令和７年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）

日程第５　議案第27号　令和７年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議案第28号　令和７年度錦町水道事業会計補正予算（第５号）

日程第７　議案第29号　令和７年度錦町下水道事業会計補正予算（第５号）

日程第８　議案第30号　錦町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第31号　町道平野線道路改良工事（平野２工区）請負契約について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第25号　令和７年度錦町一般会計補正予算（第９号）

日程第４　議案第26号　令和７年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）

日程第５　議案第27号　令和７年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議案第28号　令和７年度錦町水道事業会計補正予算（第５号）

日程第７　議案第29号　令和７年度錦町下水道事業会計補正予算（第５号）

日程第８　議案第30号　錦町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第31号　町道平野線道路改良工事（平野２工区）請負契約について

午前10時00分開会

○議長（荒川　孝一君）　定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和８年第２回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議いたします。

なお、３番、梶原誠二議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

―――――――――――・――――・――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（荒川　孝一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、７番、竹田農利人議員、８番、岡田武志議員を指名します。

―――――――――――・――――・――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（荒川　孝一君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日１日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日限りとすることに決定いたしま

した。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第２５号

日程第４．議案第２６号

日程第５．議案第２７号

日程第６．議案第２８号

日程第７．議案第２９号

○議長（荒川　孝一君）　日程第３、議案第２５号令和７年度錦町一般会計補正予算（第９号）から日程第７、議案第２９号令和７年度錦町下水道事業会計補正予算（第５号）までの５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本　完一君）　おはようございます。令和８年第２回錦町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては御出席をいただき、ありがとうございます。

また、昨日の錦南部農道の全線開通式にはお忙しい中に御出席をいただきました。ありがとうございます。この道路は錦町の南部を走る幅員７メートル、総延長９．２キロの基幹的農道でございます。平成７年から本年まで３１年の工期をかけ整備をしてきたものでございます。これからは農業のみならず生活環境での御利用も期待できるものと考えております。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議案第２５号令和７年度錦町一般会計補正予算（第９号）、議案第２６号令和７年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）、議案第２７号令和７年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議案第２８号令和７年度錦町水道事業会計補正予算（第５号）、議案第２９号令和７年度錦町下水道事業会計補正予算（第５号）、以上５議案につきましては、令和７年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第９号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９，２６９万６，０００円を追加し、予算の総額を７４億２，６１０万２，０００円とする案件でございます。

補正の主なものは、グループホームへの地域介護・福祉空間整備事業補助金、各種事業の確定に伴い事業費を減額する案件と財源として取り崩した財政調整基金への積戻し、減債基金への積立てほか、繰越明許費、地方債の補正でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第５号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２，３８８万４，０００円を減額し、予算の総額を１３億２，６２０万４，０００円とする案件でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２７５万円を追加し、予算の総額を１億７，９７９万６，０００円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第５号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を７０８万５，０００円、支出を３３万３，０００円それぞれ減額し、資本的収入及び支出の補正で収入を１，０００円、支出を４５万４，０００円それぞれ減額する案件ほか他会計からの補助金と、たな卸資産購入限度額の補正でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第５号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を９８万６，０００円増額し、支出を４２万８，０００円減額、資本的収入及び支出の補正で収入を１４１万円、支出を２３万円それぞれ減額する案件と他会計からの補助金の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上

げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川　孝一君）　有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬　耕二君）　議案つづり８ページをお願いします。

第２表、繰越明許費補正ですが、翌年度に繰越し予定の事業で追加が１件、廃止が１件です。

まず追加の、地域介護・福祉空間整備事業、繰越額７７０万円ですが、国からの交付金を活用したグループホーム１ヶ所の施設整備に対する補助金です。国からの内示が３月となり年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、廃止の橋梁長寿命化計画事業４１０万円ですが、年度内に事業が完了したため廃止するものです。

次に９ページをお願いします。

第３表、地方債補正、変更が２件です。初めに、学校教育施設整備事業は起債の限度額を１０万円減額し６５０万円とするものです。小中学校体育館のエアコン設備設計業務の事業費確定に伴い、借入額を調整するものです。

次に、消防施設等整備事業は起債の限度額を１０万円減額し１，５８０万円とするものです。消防ポンプ積載車更新費用の事業費確定に伴い、借入額を調整するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも記載のとおりであり補正前と変更はありません。

次に、１４ページ、１５ページをお願いします。

続きまして、一般会計の歳入から申し上げますが、５万円未満の補正につきましては、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承を願います。

総務課関係から御説明いたします。上段からです。

７款１項１目１節地方消費税交付金３，０４５万８，０００円は、交付額の確定によるものです。

次に、１０款２項１目１節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金３１１万２，０００円につきましても交付額の確定によるものです。

次に、１１款１項１目１節地方交付税８，５２８万１，０００円は特別交付税で基金積立金等の財源として計上しています。

次に、１２款１項１目１節交通安全対策特別交付金、減額の８万１，０００円は交付決定によるものです。

次に、２０ページ、２１ページをお願いします。下段です。

１７款２項２目１節財産売払収入１９万９，０００円は消防ポンプ積載車更新に伴う旧型積載車４台分の払下げ収入です。

次のページをお願いします。２段目です。

１９款２項２目１節公共施設整備基金繰入金、減額の９５０万円は繰入金充当予定であった町道改良事業が繰越しとなったことから取崩額を調整するものです。

次に下段です。

２１款４項１目１節雑入２０５万円のうち、総務課関係としまして一武畜産会集会場解体工事に伴う一武畜産会等からの拠出金が１４３万５，０００円、町有地に設置してあります自動販売機の電気料が４５万９，０００円となります。

次のページをお願いします。下段の２２款町債につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりです。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出です。

まず、全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では職員給料、手当、共済費など、人件費について不用額の調整を行っておりますので、その部分の説明につきましては割愛させていただきます。併せて歳入と同様５万円未満の補正につきましても以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承を願います。

総務課関係から御説明いたします。上段からです。

１款１項１目議会費８節旅費、減額の１７０万円は費用弁償の不用額になります。

次に、２款１項１目一般管理費１２節委託料、減額の３６万６，０００円は職員健診事業や職員研修事業などの業務委託料、１８節負担金補助及び交付金、減額の１１万５，０００円は乗合タクシー運行費補助金で、いずれも執行残の減額となります。

次に、同項２目電算管理費１２節委託料、減額の２５４万４，０００円は自治体システム標準化移行支援業務委託料の不用額で、次のページをお願いします。１３節使用料及び賃借料、減額の４２０万５，０００円はガバメントクラウド回線使用料の不用額となります。

次に、同項７目交通安全費１０節需用費、減額の１８万１，０００円、１４節工事請負費、減額の９１万９，０００円はカーブミラー修繕、新設工事及び区画線工事等の執行残となります。

次に、１８節負担金補助及び交付金、減額の９万円は安全運転支援装置補助金の不用額になります。

次に、同項８目防犯費１４節工事請負費、減額の３０万７，０００円は防犯等新設工事費の執行残です。

次に、同項９目財政調整基金費、積立金２４節積立金５，０９５万５，０００円は特別交付税等を財源として現時点での余剰金を積立ててるものです。

次に、同項１０目減債基金費２４節積立金１億２，７８８万４，０００円も同じく特別交付税等を財源として今後の公債費の償還財源として積立ててるものです。

次に、４０ページ、４１ページをお願いします。下段です。

８款１項１目土木総務費、次のページをお願いします。１８節負担金補助及び交付金、減額の１３万５，０００円は戸建木造住宅耐震診断事業補助金の不用額となります。

次に、４６ページ、４７ページをお願いします。上段です。

９款１項２目非常備消防費１０節需用費、減額の２３万８，０００円は消防団活動に係る消耗品費の不用額になります。

次に、同項３目消防施設費１４節工事請負費、減額の１２万円は防火水槽ブロック塀設置工事の執行残となります。

次に、同項４目防災費１０節需用費、減額の９万６，０００円は消耗品費の執行残。１１節役務費、減額の６万１，０００円は非常用発電機点検手数料等の執行残、１７節備品購入費、減額の１７万４，０００円はドローン購入の入札残となります。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川　孝一君）　吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田　誠二君）　住民福祉課関係を説明します。

歳入からになります。

２２ページ、２３ページをお願いします。

２１款４項１目１節雑入２０５万円のうち、行旅死亡人等遺留金１５万６，０００円は身寄りのない方が亡くなられた際に残された金銭等です。

次のページをお願いします。

２目１節過年度収入９６万１，０００円は、令和６年度熊本県障害者自立支援給付負担金の追加交付分です。

次に、歳出です。

３０ページ、３１ページをお願いします。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費１０節需用費、減額２５万４，０００円は印鑑登録証等の印刷製本費の執行残です。

次のページをお願いします。

３款１項１目社会福祉総務費、減額２０３万７，０００円の内訳は、３節職員手当等、減額６９万２，０００円のうち時間外勤務手当、減額４９万５，０００円は実績見込みによる不用額を減額するものです。

次のページをお願いします。

１３節使用料及び賃借料、減額２６万３，０００円は複写機使用料の執行残です。

１８節負担金補助及び交付金、減額９２万円は自動車運転免許取得改造費等補助金の執行残による減額４０万円。球磨郡障害認定審査会運営費負担金の負担金確定に伴う減額２１万５，０００円、錦町社会福祉協議会への補助金確定に伴う減額３０万５，０００円です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村　裕二君）　企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。議案つづり１６、１７ページをお願いいたします。下段になります。

１５款２項１目総務費国庫補助金２３節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、減額の１，０７９万３，０００円は低所得者世帯支援枠及び不足額給付の一体支援枠分で、税務課所管の定額減税不足額給付金支給事業の事業確定によるものです。

２２、２３ページをお願いいたします。２段目になります。

１９款２項１０目１節にしき・まち・ひと・しごと創生推進基金費、減額の６９万９，０００円は充当する錦くらんど公園遊具新設工事の事業費確定による減額となります。

歳入は以上です。

次に歳出です。

３２、３３ページをお開きください。上段です。

２款７項１目企画費８節旅費、減額の７１万７，０００円は職員の普通旅費及び地域おこし協力隊の費用弁償等で執行残によるものです。

１０節需用費、減額の２１万６，０００円、１８節負担金補助及び交付金、減額の１２万円はいずれも不用額の減額です。

４０、４１ページをお願いいたします。中ほどです。

７款１項１目商工総務費１８節負担金補助及び交付金、減額の１３万５，０００円は研修負担金等の不用額の減額です。同項５目商工業振興費１８節負担金補助及び交付金、減額の３６万６，０００円は錦町商工業後継者支援給付金の執行残を減額するものです。

以上で企画観光課の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾　和文君）　税務課関係を御説明いたします。

歳出です。議案つづりは２８、２９ページをお願いいたします。下段です。

２款１項２４目給付金定額減税一体支援事業３節職員手当等、減額の１３万５，０００円、１０節需用費、減額の７万円。

次のページをお願いします。

１１節役務費、減額の７万４，０００円、１８節負担金補助及び交付金、減額の１，０５１万円は事業費確定による減額です。

税務課関係の説明は以上です。

○議長（荒川　孝一君）　大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森　光春君）　保険政策課関係を説明いたします。

まず、一般会計の歳入です。

１６ページ、１７ページをお願いします。

１５款２項２目民生費国庫補助金４節社会福祉費補助金７７０万円は地域介護福祉空間整備等施設整備交付金で歳出において説明いたします。

歳入は以上です。

次に歳出です。

３４ページ、３５ページをお願いします。

３款１項２目老人福祉費１８節負担金補助及び交付金７７０万円は歳入の民生費国庫補助金で申し上げましたが、介護事業施設の壁、床改修に係る補助金です。

２７節繰出金、減額９３万３，０００円は介護保険特別会計への繰出金で介護保険特別会計において説明いたします。

同款同項５目後期高齢者医療事業費２７節繰出金、減額１５７万５，０００円は後期高齢者医療特別会計への繰出金で、後期高齢者医療特別会計において説明いたします。

一般会計については以上です。

次に、介護保険特別会計の説明をいたします。

６６ページ、６７ページをお願いします。

まず、歳入です。

３款１項１目介護給付費負担金１，３４２万９，０００円。

同款２項１目調整交付金、現額６２万円。２目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業、減額１８万４，０００円。３目地域支援事業交付金、その他事業、減額３８万円。

４款１項１目介護給付費交付金、減額２，６９６万８，０００円。２目地域支援事業支援交付金、減額１１２万３，０００円。

５款１項１目介護給付費負担金、減額７１２万５，０００円。

次のページをお願いします。

同款２項３目地域支援事業交付金、その他事業、減額１８万８，０００円はいずれも交付金決定によるものです。

６款１項４目その他一般会計繰入金、減額９３万３，０００円は人件費補正に伴う職員給与等繰入金の減額によるものです。

８款３項１目預金利子２０万６，０００円は介護給付費準備基金利子です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

次のページをお願いします。

２款１項１目居宅介護サービス給付費、減額６００万円。５目施設介護サービス給付費、減額９１５万７，０００円。８目居宅介護住宅改修費、減額１００万円。

次のページをお願いします。

同款４項１目高額介護サービス費、減額１００万円。

同款５項１目特定入所者介護サービス費、減額６００万円はいずれも１８節負担金補助及び交付金で見込まれる不用額を計上するものです。

次のページをお願いします。

７款１項１目介護給付費準備基金積立金２０万６，０００円は歳入で説明しました基金利子を積立ててるものです。

介護保険特別会計については以上です。

次に、後期高齢者医療特別会計の説明をいたします。

８６ページ、８７ページをお願いします。

まず歳入です。

１款１項１目特別徴収保険料、減額１３０万円。２目普通徴収保険料１節現年度分４５０万円、２節滞納繰越分１８万４，０００円は徴収見込みによるものです。

３款１項２目保険基盤安定繰入金、減額１５７万６，０００円は交付決定によるものです。

５款１項１目繰越金９４万２，０００円は財源調整です。

歳入は以上です。

次のページをお願いします。

歳出です。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金２７５万円は１８節負担金補助及び交付金で、内訳は保険料負担金の見込み額計上による４３２万６，０００円と保険基盤安定負担金の交付決定による減額１５７万６，０００円です。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　簑田健康増進課長。

○健康増進課長（簑田　俊哉君）　健康増進課関係を説明いたします。

議案つづり３６、３７ページをお願いいたします。

歳出です。

４款１項１目保健衛生総務費１３節使用料及び賃借料、減額の２６万円です。内容は令和７年度導入予定でありました健康管理システムの標準化が遅れておりまして、令和７年度導入ができなかったためです。

次に同項７目健康増進事業費１２節委託料、減額の３１９万７，０００円です。内容は健診委託料確定に伴う減額です。

以上、健康増進課の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　東農林振興課長。

○農林振興課長（東　　貴志君）　農林振興課関係を御説明いたします。

議案つづり１８、１９ページをお願いいたします。３段目の中央になります。

歳入からです。

１６款２項４目農林水産業費県補助金１節農業費補助金、減額の５９３万８，０００円です。内訳は畜産振興総合対策事業費補助金、減額の１８万４，０００円は交付決定によるものです。団体営農業農村整備事業費補助金、減額の５７５万４，０００円は２つの団体営事業の交付決定によるものです。

３節林業費補助金５０万２，０００円。内訳は有害鳥獣事業補助金減額の４０万７，０００円は交付決定に伴う減額です。

市町村営林道事業費林道事業補助金９０万９，０００円は交付決定に伴う増額です。

８節環境保全型農業直接支払い交付金、減額の２４万７，０００円は有機農業に取り組まれる団体への補助になりますが、交付決定によるものです。

２０、２１ページをお願いいたします。３段目です。

１７款１項２目利子及び配当金１６万８，０００円のうち、説明欄３段目の産業振興資金貸与基金利子７万３，０００円です。

歳入は以上になります。

歳出です。

３８、３９ページをお願いいたします。

６款１項２目農業総務費、減額の４６万５，０００円のうち、１８節負担金補助及び交付金、減額の８万円は中央地域農業振興協議会負担金の事業費確定に伴う減額です。

３目農業振興費１８節負担金補助及び交付金、減額の１０８万６，０００円。内訳は農業経営収入保険掛金助成事業補助金、減額の６１万６，０００円。環境保全型農業直接支払事業、減額の３３万１，０００円。農業用ビニールハウス等設置事業、減額の１３万９，０００円となりますが、いずれも事業費確定によるものです。

４目畜産業費１８節負担金補助及び交付金、減額の９６万４，０００円。内訳は家畜導入事業費補助金、減額の１８万４，０００円。優良子牛導入事業減額の７８万円になります。いずれも事業費確定に伴う減額です。

５目農地費１８節負担金補助及び交付金、県営事業負担金、減額の３０５万９，０００円です。内訳は中球磨地区県単調査費、減額の１５０万円。相良地区農村地域防災減災事業負担金、減額の１５２万４，０００円。錦南部５期地区農道舗装工事負担金、減額の３万５，０００円です。いずれも事業費確定に伴う減額となります。

１２目産業振興対策費２７節繰出金９万６，０００円。産業振興資金貸与基金繰出金の利息及び延滞金に伴うものです。

次のページをお願いいたします。２段目です。

２項２目林業振興費１４節工事請負費、減額の４１６万９，０００円。大平１号橋他、１林道橋のＰＣＢ及び鉛除却工事の事業費確定に伴う不用額となります。

以上で農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　髙山地域整備課長。

○地域整備課長（髙山　拓二君）　地域整備課関係を御説明いたします。

議案つづりは１６ページ、１７ページをお開きください。上段です。

歳入から説明いたします。

１３款２項２目土木費負担金１節道路橋梁費負担金３７万９，０００円の減額です。町道山江錦線に架かる木綿葉大橋の工事費等が確定したことにより、相良村からの負担金を減額するものです。

１４款１項５目住宅使用料１節住宅使用料１００万1，０００円の減額。こちらは入退居に伴う住宅使用料の調定見込額により予算を減額するものです。

６目浄化槽使用料１節浄化槽使用料８万８，０００円の減額。こちらも入退居に伴う浄化槽使用料の調定見込額により予算を減額するものです。

１５款２項３目衛生費国庫補助金１節浄化槽設置整備事業費補助金５３万５，０００円の減額です。こちらは浄化槽設置整備事業において事業費が確定したことにより補助金の減額を行うものです。

４目土木費国庫補助金１節社会資本整備総合交付金８５万６，０００円の減額。こちらは町営原田川住宅の解体工事が確定したことにより交付金の減額を行うものです。

次のページ、１８ページ、１９ページをお開きください。

８節防災安全社会資本整備総合交付金６７０万４，０００円の減額のうち、町営雨堤第２住宅外壁等改修事業６６５万９，０００円の減額は、工事費が確定したことによる交付金の減額です。

３項３目土木費委託金１節河川管理委託金１７万５，０００円の増額。こちらは国から委託されている樋門操作員の委託料が確定したことによる委託金の増額です。

１６款２項３目衛生費県補助金２節浄化槽設置整備事業費補助金６１万７，０００円の減額です。こちらは浄化槽設置整備事業において、国費と同様に事業費が確定したことによる補助金の減額です。

次のページ、２０ページ、２１ページをお願いいたします。

３項３目土木費委託金１節河川管理委託金２６万５，０００円の減額。こちらは水無川、高柱川など県管理河川の護岸除草等の業務委託費が確定したことによる委託金の減額です。

歳入は以上です。

続きまして、歳出です。

議案つづりは、３６、３７ページを開きください。３段目です。

４款３項１目上水道費２７節繰出金１，０４９万４，０００円の減額。水道事業会計の歳出予算減額に伴う繰出金の調整です。後ほど水道事業会計補正予算にて説明いたします。

次に、４０ページ、４１ページをお開きください。下段です。

８款１項１目土木総務費１２節委託料３２万３，０００円の減は、次のページ４２ページ、４３ページの上段ですが、道路台帳修正業務委託料が確定したことによる執行残です。

続きまして、２項１目道路維持費１２節委託料１６６万円の減。こちらは、町道等の管理において、支障木等の伐採業務を随時委託しておりますが、業務委託料が確定したことによる執行残の減額です。

１５節原材料費１０１万５，０００円の減。こちらは、道路維持等、道路補修等に必要な補修材等の原材料費が確定したことによる執行残の減額です。

２項２目道路新設改良費１２節委託料３４万３，０００円の減。こちらは、一般事務費において、町道井手ノ下線、万吉原線の登記業務委託料が確定したことによる減額です。

１４節工事請負費１８２万５，０００円の減。こちらは、道路舗装復旧事業において、町道中原線他舗装復旧工事費、橋梁長寿命化計画事業において、木綿葉大橋照明漏電対策工事費が確定したことなどによる執行残の減額です。

１６節公有財産購入費９９万円の減。こちらは、町道改良事業において、各町道路線の用地買収費が寄附、相続登記困難、年度内契約が困難となったことによる未執行残の減額です。

３項２目河川管理費１２節委託料１７万２，０００円の減。こちらは、県管理河川の護岸雑草処理業務委託料など

が確定したことによる減額です。

次に、４４ページ、４５ページをお開きください。２段目です。

４項１目下水道費２７節繰出金４９０万４，０００円の減は、下水道事業会計の歳出予算減額に伴う繰出金の調整です。後ほど、下水道事業会計補正予算にて説明いたします。

２目浄化槽費１８節負担金補助及び交付金２２１万２，０００円の減です。こちらは、公民館に対しまして浄化槽の維持管理費の一部を補助しておりますが、補助額が確定したことによる執行残の減額、浄化槽整備事業費等補助金の補助額が確定したことによる執行残の減額です。

５項１目住宅管理費１０節需用費１７０万８，０００円の減。こちらは、住宅施設整備費において公営住宅の入居前に行う修繕費の執行残を減額するものです。

１２節委託料５０万円の減。こちらは、西指杉住宅内の側溝清掃業務や、入居前の室内清掃費の執行残を減額するものです。

１４節工事請負費３９７万４，０００円の減。こちらは、町営雨堤第２住宅の外壁等改修工事及び町営原田川住宅の解体工事の執行残を減額するものです。

一般会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を説明いたします。

別冊の水道事業会計補正予算書２ページをお開きください。

議案第２８号令和７年度錦町水道事業会計補正予算（第５号）です。

第２条、第３条の収益的収支及び資本的収支については、後ほど予算実施計画明細書にて説明いたします。

３ページをお願いいたします。

第４条では、他会計からの補助金について補正しております。一般会計からの補助金としまして、既決予定額９，７３７万６，０００円から１，０４９万４，０００円を減額しております。

第５条では、棚卸し資産購入限度額について補正しております。棚卸し資産購入限度額としまして、既決予定額２４１万７，０００円から２１万円を減額しております。

次に、補正の内容について予算実施計画明細書により説明いたします。

８ページをお開きください。

収益的収入です。

１款１項１目１節水道料金３５８万５，０００円の増額です。年間の調定額の確定による増です。

２目２節加入金２９万７，０００円の減額です。町水道加入に伴う加入金の確定による減額です。

２項１目受取利息及び配当金１節受取利息８万６，０００円の増額は預金利息です。

２目他会計補助金１節一般会計負担金、減額の１，０４９万３，０００円は、繰入金が確定したことに伴う減額で、全て基準外繰入でございます。

９ページをお開きください。

収益的支出です。

１款１項２目排水及び給水費１２節備消品費１５万２，０００円の減です。こちらはメーターボックス購入の執行残です。

続きまして、１１ページをお開きください。

資本的支出です。

１款１項１目１節水道施設整備事業費２４万４，０００円の減です。下原地区の管切離工事について額が確定したため執行残を減額するものです。

３節営業設備費２１万円の減です。こちらはメーターボックス止水栓の購入で、額の確定による減額です。

続きまして、１２ページをお開きください。

たな卸資産購入限度額です。１款１項１目１節たな卸資産購入原度額２１万円の減です。先ほど説明いたしました営業設備費について、予算の減額に伴い限度額を減額補正するものです。

水道事業会計は以上です。

次に、下水道事業会計補正予算について説明いたします。

別冊の下水道事業会計補正予算書２ページをお開きください。

議案第２９号令和７年度錦町下水道事業会計補正予算（第５号）です。

第２条、第３条の収益的収支及び資本的収支については、後ほど予算実施計画明細書にて説明いたします。

３ページをお願いいたします。

第４条では、他会計からの補助金について補正しております。特定環境保全公共下水道事業について既決予定額１億１，０２１万７，０００円から４９０万４，０００円を減額しております。農業集落排水事業の補正はございません。

補正の内容について予算実施計画明細書により説明いたします。

８ページをお開きください。

収益的収入です。

１款１項１目１節下水道使用料２節農業集落使用料、それぞれ４３２万１，０００円、１５万９，０００円の増で、いずれも年間調定額の確定による増です。

２目１節雨水処理負担金３４９万４，０００円の減です。こちらは、雨水処理に係る費用を一般会計から負担しておりますが、基準外の不用額を減額するものです。

９ページをお願いいたします。

収益的支出です。

１款２項１目支払利息及び企業債取扱処費２節借入金利息４２万８，０００円の減です。一時借入の見込みがないため減額するものです。

続きまして、１０ページをお開きください。

資本的収入です。

１款２項１目１節他会計出資金１４１万円の減です。基準外繰入れの不用となる分を減額するものです。

続きまして、１１ページをお開きください。

資本的支出です。

１款１項１目汚水管渠建設費２５節工事請負費２３万円の減です。公共マスの設置工事費について執行額が確定したことにより、不用額を減額するものです。

下水道事業会計は以上です。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方　良一君）　教育振興課関係を御説明します。

歳入です。２０、２１ページをお願いします。

１７款１項２目１節利子及び配当金１６万８，０００円のうち、説明欄２段目、奨学基金利子５万４，０００円は、積立金及び普通預金に対する利子になります。

次は、歳出です。４６、４７ページをお願いします。下段です。

１０款１項２目事務局費、減額１０１万６，０００円です。３節職員手当等、減額３４万８，０００円のうち、時間外勤務手当、減額２０万円は、実績に基づく執行残の減額です。７節報償費、減額１７万円は、一般事務費及び特別支援教育総合推進事業における講師謝金等の執行残です。１０節需用費、減額５万９，０００円は、学校教育充実推進事業等印刷製本費の執行残です。１３節使用料及び賃借料、減額１８万円は、子ども人権集会がリモートによるＷＥＢ参加になったことによるバス借上料の減額です。２７節繰出金５万５，０００円は、奨学基金利子相当分を積み立てるものです。

次のページをお願いします。

２項１目学校管理費、減額９４万円です。１３節使用料及び賃借料、減額７０万円は、年度途中からの契約に伴う校務支援ソフトリース料３ヶ月相当分の執行残です。１５節原材料費、減額２４万円は、営繕原材料の執行残の減額です。

次に、２項２目教育振興費１７節備品購入費７３万７，０００円は、ＩＣＴ教育関連事業におけるフィルタリングソフトの更新が年度途中であったこと及びタブレットの更新に伴い、ソフト購入を年度途中で取りやめたことによる執行残５３万８，０００円と、電子黒板購入等の入札執行残１９万９，０００円の減額です。

次のページをお願いします。

４項１目社会教育総務費、減額５４万２，０００円のうち、１節報酬、減額６万８，０００円と、３段下の８節旅費、減額８万６，０００円は、社会教育委員の研修会等参加実績に基づく執行残の減額です。１８節負担金補助及び交付金、減額７万５，０００円は、郷土芸能継承保存育成補助金の執行残で、３団体が活動休止になったことによるものです。

次に、同項５目外国青年招致事業費、減額８９万２，０００円のうち、８節旅費、減額４２万８，０００円は、ＡＬＴ研修費及び帰国費用等の執行残の減額です。１８節負担金補助及び交付金、減額４６万４，０００円は、ＡＬＴ渡航費用負担金及び傷害保険負担金の執行残４１万３，０００円と、諸会議負担金の執行残５万１，０００円の減額です。

次に、５項１目保健体育総務費、減額１４２万７，０００円です。７節報償費、減額６５万５，０００円は、各種分館対抗行事への参加報償金の執行残６０万５，０００円が主なものです。８節旅費、減額４６万円は、スポーツ推進委員研修の九州大会不参加者分の費用弁償の執行残です。１２節委託料、減額７万３，０００円は、分館対抗駅伝大会の交通誘導業務委託料の執行残です。１７節備品購入費、減額１２万８，０００円は、青少年スポーツ育成事業の備品購入の入札残の減額です。次に、１８節負担金補助及び交付金、減額１１万１，０００円は、錦旗ソフトテニス大会の実績に基づく補助金の減と、諸会議負担金の執行残です。

次のページをお願いします。

６項１目学校給食センター費、減額２０４万円です。１０節需用費、減額７１万３，０００円は、食糧費及び消耗品費の執行残です。１３節使用料及び賃借料、減額１６万円は、下水道使用料の執行残です。１８節負担金補助及び交付金、減額７４万１，０００円は、学校給食費補助の実績に基づく減額です。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

８番、岡田議員。

○議員（８番　岡田　武志君）　２１ページの積載車の……１９万９，０００円やったですかね。それ、４台ということで。これっていうのは、積載車に対する装備品というのを全部外して、全く空の状態の車両を４台を誰かに、業者さんなりに、個人なりに引き継ぐといったところですかね。

○議長（荒川　孝一君）　有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬　耕二君）　お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、装備品等は全て外した素の状態です。

○議長（荒川　孝一君）　８番、岡田議員。

○議員（８番　岡田　武志君）　ということは、今度は積載車が新しく４台導入されましたけども、４台で１，５００万円か、した思いますが、あれは全く装備品が除いた状態での車両が１台４００万円ぐらいするという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川　孝一君）　有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬　耕二君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりです。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　９番。企画観光課長にお尋ねします。

３３ページの地域おこし協力隊、これが９月９日に１名分が減額されていて、今度もう１名分が減額です。令和８年度は１名分が計上されておりますけども、２名減額して、今度１名ということですけども、何かこう、自分たちが努力しないといけない部分があったんじゃないかなと思うんですけど、そこのところお尋ねしたいんですが。

○議長（荒川　孝一君）　中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村　裕二君）　お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集に関することは、町のホームページ、そのほか、移住定住関係の団体のホームページ、そして移住定住相談会等のイベントでの募集活動を行っております。

確かに質問議員、言われるとおり、なかなか、移住定住相談会等での相談等はあっておりますが、現在採用に至ってない状況でございます。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　９番。３７ページの水道事業についてお尋ねします。減額の１，０４９万４，０００円が繰入から外れますけども、今度値上げしました。それに対しての減額も考えていらっしゃると思いますけども、本管が、埋設地区の加入促進の計画があれば、今後のまた減額が大きくなっていくと思いますんで、そこのところ、考えがありましたら教えていただきたいと。

○議長（荒川　孝一君）　髙山地域整備課長。

○地域整備課長（髙山　拓二君）　お答えいたします。

質問議員、言われたのが、上水道費の繰出金が減額となっていることに関してだと思いますけれども、今後、水道の本管等整備については、現在のところ、整備が済んでいるところがほとんどでございまして、今後、必要に応じてまだ水道が来てないところについては、整備の検討をしなきゃいけないかなとは思っております。

この辺について、今回、減額したところについては、基準外の繰入のところでございまして、本来、基準内の繰入

金と基準外の繰入金ございまして、基準外の繰入金、収入を当てても不足する部分でございまして、その辺の赤字のままで資金がなく運営できないため不足分を補っている部分でございますが、今回そのところが不要となったところでの減額となっております。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　９番。４３ページの支障木伐採、減額の１６６万円。これは、地区からの要望がなかった関係でしょうか。それとも、予算計上するときに各地区、見込んだところで予算計上されてて、執行残で１６６万円マイナスなってますけど、ここのところ教えてください。

○議長（荒川　孝一君）　髙山地域整備課長。

○地域整備課長（髙山　拓二君）　委託料１６６万円の減ということで、町道の支障木伐採業務の委託料、こちらを減額させていただいておりますが、こちらの業務については、町のほうでパトロールを行ったり、或いは地元のほうから要望があったりした分について、支障となる分を町のほうで業者に委託して伐採を行っているところです。そちらの執行残となります。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。岡田議員。

○議員（８番　岡田　武志君）　８番。２３ページの雑入の中で、一番下の身寄りのない方の死亡された方の遺留金ということで１５万６，０００円となっておりますけれども、これはどういった状態でこういうのが発生するのか。

○議長（荒川　孝一君）　吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田　誠二君）　お答えをいたします。

今回のは、アパートで亡くなられた方がいらっしゃいまして、親族の方はいらっしゃったんですが、もう私は関係ないということで、葬儀のほうもしないということでの、今回はそのような件でありました。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　岡田議員、もう３回過ぎてます。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第２５号令和７年度錦町一般会計補正予算（第９号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第２６号令和７年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第２７号令和７年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第２８号令和７年度錦町水道事業会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第２９号令和７年度錦町下水道事業会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第２９号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第８．議案第３０号

○議長（荒川　孝一君）　日程第８、議案第３０号錦町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本　完一君）　議案第３０号錦町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令により、保険料の減免について改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川　孝一君）　大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森　光春君）　錦町介護保険条例の一部を改正について説明いたします。

内容といたしましては、令和８年度において世帯の状況等により、本来は非課税であるにも関わらず制度上みなし課税とされることにより、保険料段階が上昇する被保険者が生じることから、当該被保険者の負担軽減を図るため、保険料の減免処置を講ずるものであります。

具体的には、みなし課税とならなかった場合の保険料段階を基準として保険料額を算定し、その差額について減免する仕組みとしております。

また、本減免措置は、対象者の状況が客観的に把握可能であることから、申請を要せず適用することとしております。

なお、本条例は、令和８年４月１日から施行することとしております。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第３０号錦町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第３０号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第９．議案第３１号

○議長（荒川　孝一君）　日程第９、議案第３１号町道平野線道路改良工事（平野２工区）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本　完一君）　議案第３１号町道平野線道路改良工事（平野２工区）請負契約についてでございます。

本案件につきましては、請負契約に関する案件でございます。

地方自治法第９６条第１項第５号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、予定価格５，０００万円以上の工事請負契約については、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回、提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川　孝一君）　髙山地域整備課長。

○地域整備課長（髙山　拓二君）　議案つづりは、９１ページをお開きください。

議案第３１号町道平野線道路改良工事（平野２工区）請負契約について御説明いたします。

１、契約の目的、町道平野線道路改良工事（平野２工区）。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約金額、一金８，３１６万円。うち、取引にかかる消費税額及び地方消費税額７５６万円。

４、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字木上西１００７番地、商号または名称、マルナカ工業有限会社、代表者氏名、代表取締役中山正明。

町道２５０号平野線については、木上平良の県道覚井一武線交差点から、木上平野のあさぎり町との町境までの路線で、令和元年から道路改良事業を行っております。

今回の工事は、２月臨時議会において補正予算の承認を頂きました工事請負費を執行し工事を行うもので、平野工区のうちあさぎり町との町境から町道２４８号平川平野線及び町道２７９号安前尾丸線との交差点までの区間、施工延長約４２５メートルの道路改良工事です。

主な工種としまして、車道部の補装、歩道部の補装、歩車道境界ブロックの敷設、側溝の敷設、路床盛土工などを予定しております。この区間においては、平野１工区の工事として現道以外の部分で工事を進め、既に水路の敷設、一部路盤工などについては完了しております。

今回の工事において、現道部分も併せて道路改良を行うものです。

今後の予定ですが、平野工区については、今回の工事後は令和８年度或いは令和９年度に冷水川にかかる橋、平野

第一橋から西側の工事を行い、次に橋の東側から今回の工事で完了する交差点までの工事を行った後、平野第一橋の架け替えを行う予定です。

なお、平良工区の未着工区間については、県が行っております球磨大橋の架替工事に伴います県道覚井一武線の付替工事の進捗状況を見ながら、今後発注させていただく予定です。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　９番。延長が４００メーター近くあるんですけども、安全管理、特に気をつけていただきたいと。要するに、多良木町や、あさぎり町の方がほとんど通られると思いますので、事故につながらないような施工を、業者の方には指導していただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　答弁いりますか。

○議員（９番　池田　秀晴君）　いいです。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第３１号町道平野線道路改良工事（平野２工区）請負契約については、原案のとおり可決すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒川　孝一君）　本日、予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和８年第２回錦町議会臨時会を閉会します。

午前11時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員